

留学生ハンドブック 2022

INTERNATIONAL STUDENT HANDBOOK



辻調理師専門学校・辻製菓専門学校

Tsuji Culinary Institute/Tsuji Institute of Patisserie

はじめに	1
1. 留学生サポート	1
2. 出入国在留管理局での手続き	2
2-1 在留資格	
2-2 在留カード	
2-3 在留期間の更新	
2-4 一時出国と再入国	
2-5 所属機関に関する届出	
2-6 資格外活動(アルバイト)の許可	
3. 市町村での手続き	5
3-1 住居地の変更	
3-2 国民健康保険	
3-3 国民年金	
3-4 マイナンバー	
4. 学校生活	6
4-1 各種届出	
4-2 奨学金	
4-3 日本語学習	
5. 日常生活	7
5-1 口座開設	
5-2 自転車	
5-3 自然災害に備えて	
6. 卒業後の進路	8
6-1 日本での就職 在留資格「特定技能1号」	
6-2 日本の食文化海外普及人材育成事業 在留資格「特定活動」	
6-3 帰国	

辻調理師専門学校・辻製菓専門学校 施設案内

- | | |
|---|---|
| ① 辻調理師専門学校 本館
Tsujii Culinary Institute Main Building | ④ 辻調理師専門学校 南館
Tsujii Culinary Institute South Building |
| ② 辻製菓専門学校
Tsujii Institute of Pâtisserie | ⑤ エコール 辻 大阪
Ecole Tsujii Osaka |
| ③ 1~3F 辻製菓専門学校 別館
Tsujii Institute of Pâtisserie Annex | ⑥ 1F P.L.T.
(パティスリー・ラボ・ツジ)
Pâtisserie Labo Tsujii |
| 4~6F 辻調理師専門学校 別館
Tsujii Culinary Institute Annex | |



はじめに

留学生のみなさん、辻調理師専門学校・辻製菓専門学校によこそ！

このハンドブックは、留学生の皆さんが辻調理師専門学校・辻製菓専門学校での学生生活を送るうえで必要な事項をまとめたものです。学生生活に積極的に活用してください。授業内容や学生生活全般に関する情報については、入学時に配布された在籍校のハンドブックで確認してください。

1 留学生サポート

留学生に関するあらゆるサポートは、留学生支援プロジェクトが行います。留学生の皆さんは学生生活、日常生活や就職活動で困ったことがあれば、いつでも相談に来てください。全力でバックアップします。

留学生支援プロジェクト窓口

辻調理師専門学校 別館 3階 キャリアセンター内

※韓国語・中国語による相談可

受付時間：平日10:00～17:30（最終受付17:20まで） ※学校休業日は除く

専用問合せ先

☎ 06-6629-0208 ✉ kokusai@tsuji.ac.jp

奨学金や在留資格などの重要な案内や通知は上記の専用問合せ先から発信しますので、受け取れるようにしてください。

その他学内窓口

内容	窓口	場所	受付時間
各種証明書発行・ 学費支払いについてなど	辻調理師専門学校 学務課	辻調理師専門学校 本館 2階 職員室内	9:00～17:00 (学校営業日のみ)
	辻製菓専門学校 学務課	辻製菓専門学校 A棟 1階受付もしくは 別館1階受付	

まどぐちきかん 窓口機関	そうだんないよう 相談内容	ホームページ
おおさかこくさいこうりゅう 大阪国際交流センター	たげんご 多言語による相談	http://www.ih-osaka.or.jp/
AMDA いりょうじょうほう 医療情報センター	たげんご 多言語による医療相談 いりょうじょうほう 医療情報の提供	https://www.amdamedicalcenter.com/
おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく 大阪出入国在留管理局	ざいりゅうしかく 在留資格の手続きなど	http://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/index.html
あべのくやくしよ 阿倍野区役所	じゅうしょへんこう 住所変更の手続きなど	https://www.city.osaka.lg.jp/abeno/
てんのうじねんきんじむしょ 天王寺年金事務所	こくみんねんきん 国民年金の しよとどけで 届出・ そうだん 相談など	https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/osaka/tennoji.html

2 しゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく てつづ 出入国在留管理局での手続き

2-1 ざいりゅうしかく 在留資格

つじちょうりしせんもんがっこう つじせいかせんもんがっこう りゅうがくせい がくしゅう ざいりゅうしかく りゅうがく
辻調理師専門学校・辻製菓専門学校での留学生として学習するための在留資格は「留学」です。

ざいがくまかんちゅう りゅうがく ざいりゅうしかく ほ じ りゅうがくせいたいしゅう しょうがくきん
在学期間中は「留学」の在留資格を保持してください。なお、留学生対象の奨学金(4-2

さんしょう もうしこみ りゅうがく ざいりゅうしかく も かぎ
参照)の申込は、「留学」の在留資格を持つものに限りま。

2-2 ざいりゅう 在留カード

ざいりゅう ちゅうちようきざいりゅうしや かげつ こ たいざい がいこくじん たい こうふ じょうじけいたい
在留カードは中長期在留者(3ヶ月を超えて滞在する外国人)に対して交付され、常時携帯
することが義務付けられています。住居地が変わった場合は、14日以内に市町村へ届出を
してください。

ざいりゅう ふんしつ にちいない さいこうふしんせい おこな
在留カードを紛失したら、14日以内に再交付申請を行ってください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00010.html

ざいりゅう きさいないよう へんこう ば あい ざいせきこう がくむ か とどけで
在留カードの記載内容に変更があった場合は在籍校の学務課へ届出をしてください。

2-3 在留期間の更新

在留期間更新許可申請は、在留期間の満了する3ヶ月まえから行うことができます。

申請が必要な留学生は必ず留学生支援プロジェクトに相談してください。代理で申請することもできます。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3-1.html>

申請に必要な書類

在留期間更新許可申請書

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004106.pdf>

申請書のうち「所属機関等作成用1,2」は留学生支援プロジェクトで作成します。

写真 4cm×3cm 1枚(3ヶ月以内に撮影)

旅券(パスポート)

在留カード

在学証明書・成績証明書・出席証明書(有料)

その他証明書※

手数料4,000円

※その他証明書とは、日本語学校の卒業証明書、成績・出席証明書など、出入国在留管理局の判断により提出が求められる書類。

2-4 一時出国と再入国

出国の際に有効な旅券(パスポート)及び在留カードを所持する者が、出国した日から1年以内に

日本での活動を継続するために再入国する場合は原則として再入国許可を受ける必要はあ

りません(みなし再入国許可)。ただし、出国する際に必ず在留カードを提示するとともに、

再入国出国記録(再入国E Dカード)に再入国の意思を表明(チェック)してください。

出国した日から1年未満に在留期間が満了する場合は、その在留期間が満了する前に再入国してください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/minashisainyukoku.html>

2-5 所属機関に関する届出

辻調理師専門学校・辻製菓専門学校を卒業又は退学などで離籍する場合は、14日以内に

出入国在留管理局への届出が必要となります。届出は出入国在留管理局電子届出システムを

利用したインターネット入力、又は東京出入国在留管理局への郵送により行うことができます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

届出方法

【郵送の場合】

郵送先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号四谷タワー14階

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

郵送物： 在留カード(表裏)のコピー

「活動機関に関する届出—離脱」

封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。

【インターネットによる場合】

出入国在留管理庁 電子届出システム

<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NAA01STransfer>

2-6 資格外活動(アルバイト)の許可

在留資格「留学」では、就労が認められないため、留学生がアルバイトをする場合には、出入国

在留管理局の交付する「資格外活動許可」を取得する必要があります。申請が必要な留学生は、

必ず留学生支援プロジェクトに相談してください。代理で申請することもできます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri07_00059.html

申請に必要な書類

資格外活動許可申請書

在留カード

旅券(パスポート)

資格外活動内容は1週について28時間以内(学則で定める長期休業期間中は1日について8時間以内)の活動に限り、風俗営業やその関連営業が行われている場所での活動は除きます。

なお、アルバイト先から長期休業期間の確認を求められた場合は、在籍校のハンドブック年間予定を提示してください。

3 市町村での手続き

3-1 住居地の変更

住居地を変更した時は、**14日以内**に次の書類を新住居地の市町村へ持参し、手続きしてください。

 市町村での手続きが終了したら、在籍校の学務課へ届出をしてください。

3-2 国民健康保険

日本に中長期（3ヶ月を超えて）滞在する留学生は国民健康保険への加入が義務づけられています。居住する市町村の保険年金業務担当まで届出をしてください。また、保険証を他人との間で貸し借り、売買することは、法律で禁じられており、違反した場合は罰せられます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000369744.html>

3-3 国民年金

20歳以上の日本国内在住者は国民年金への加入が義務付けられています。

未加入の方は最寄りの国民年金事務所まで加入手続きを行ってください。

がくせいのうふとくれいせいど 学生納付特例制度

国民年金の保険を納めることが困難な学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。学生納付特例制度は、申請から許可が下りるまで3ヶ月ほどかかります。早めに申請をしましょう。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>

手続きに必要な書類は各市町村窓口までお問い合わせください。



ひとこと 一言アドバイス

国民健康保険、国民年金の加入手続きを1年生の時に済ませておくことで日本での就職の在留資格変更申請手続きがスムーズにできます。気づいた今、やっておくことをおすすめします。

3-4 マイナンバー

2016年1月からマイナンバーの利用が始まりました。住民票に登録されてから

2～3週間程度で、マイナンバーを知らせる「個人番号通知書」が簡易書留にて届きます。

マイナンバーは今後、行政手続きの時やアルバイトをするときの給与にかかわる手続きなどに必要となりますので、なくさないように保管してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

4 がっこうせいかつ 学校生活

4-1 かくしゅとどけで 各種届出

在学中に次の事項が生じた場合、在籍校の学務課へ届出をしてください。

- 在留資格の変更(例:在留資格「留学」から「日本人の配偶者等」へ)
- 在留カードの記載事項変更および再発行

4-2 しょうがくきん 奨学金

① 留学生奨学金制度

在学中の成績などを評価し、学費を支援するための奨学金制度です。(秋頃案内予定)

② 文部科学省外国人留学生学習奨励費(日本学生支援機構JASSO)

本校に在籍する留学生で、学業、人物ともに優れかつ経済的理由により修学が困難になるものに対する奨学金制度です。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/shoreihi/about.html

4-3 にほんごがくしゅう 日本語学習

① にほんごのうりよくこうじょうじゅぎょう 日本語能力向上授業

学内で留学生のために、特別に行っている日本語の授業です。

対象者は学校が選出します。選出された留学生はすべての授業に休まず出てもらいます。

② 学外での日本語学習

一部の市と区などで日本語教室が開かれています。

関心のある留学生は調べてみましょう。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000467220.html>

5 にちじょうせいかつ 日常生活

5-1 こうざかいせつ 口座開設

ぎんこう ふつうよきんこうざ かいせつ よきん そうきん こうきょうりようきん じどうひ お
銀行で普通預金口座を開設すると預金、送金、公共料金の自動引き落とし、クレジットカードの
だいきんしほら
代金支払いなどができます。

しんせい ひつよう しよるい 申請に必要な書類

- ほんにんかくにんしよるい ざいりゆう りよけん
本人確認書類(在留カード、旅券(パスポート)など)
- いんかん きんゆうきかん じよめい か
印鑑(金融機関によっては署名でも可)

じょうきしよるい いっぱんてき かくきんゆうきかん
上記書類は一般的なものです。各金融機関によって
ひつようしよるい こと かくきんゆうきかんまどぐち かくにん
必要書類が異なりますので、各金融機関窓口まで確認してください。

5-2 じてんしゃ 自転車

ほんこう じてんしゃつうがく きんし にちじょうせいかつ じてんしゃ りよう じぜん
本校では自転車通学を禁止しています。日常生活において自転車を利用するときは事前に
「じてんしゃ ぼうはんとうろく おこな じゅうぶんちゅうい うんてん きんねん じてんしゃうんてんちゅう じこ
「自転車の防犯登録」を行い、十分注意して運転してください。近年、自転車運転中の事故が
きゅうぞう あんぜん てきせい りよう そくしん かん じょうれい おおさかふ せいてい
急増していることから、安全で適正な利用の促進に関する条例が大阪府で制定されまし
た。じてんしゃほけん かにゆうぎむか じゅうよう じょうれい かなら かくにん
た。自転車保険の加入義務化など重要な条例ですので、必ず確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/>

5-3 しぜんさいがい そな 自然災害に備えて

じしん お じしん お とき み あんぜん まも かつ ただ ひなん しかた
地震はいつ起こるかわかりません。地震が起きた時の身の安全の守り方、正しい避難の仕方
をしっておきましょう。また、きんねん しぜんさいがい おお はっせい
また、近年、自然災害が多く発生しています。それらに備えて普段
からじゅんび ひつよう
から準備しておくことも必要です。

<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>

6 そつぎょうご しんろ 卒業後の進路

がいてくじん みな にほんこくない しゅうろう ばあい にほんじんろうどうしゃ どうよう ろうどうじょうけん かくほ
外国人の皆さんが日本国内で就労する場合は日本人労働者と同様の労働条件が確保されるよ
うに、にほんじんろうどうしゃ どうよう ろうどうかんれんほうれい てきよう どうじ ろうどうほけん しゃかいほけん
日本人労働者と同様の労働関連法令が適用されます。同時に労働保険や社会保険など
ほけんせいど かにゆう のうぜい ぎ むつ
保険制度への加入や納税も義務付けられています。

6-1 にほん しゅうしよく ざいりゅうしかく とくていぎのう ごう 日本での就職 在留資格「特定技能1号」

にほん ちょうりしよく せいかせいぞうしよく しごと ざいりゅうしかく とくていぎのう ごう ひつよう
日本で、調理職や製菓製造職の仕事をするには在留資格「特定技能1号」が必要です。

ざいりゅうしかく しゆるい 在留資格の種類

- ちょうりしよく とくていぎのう ごう がいしょくぎよう
調理職 … 特定技能1号(外食業)
- せいかせいぞうしよく とくていぎのう ごう いんしょくりようひんせいぞうぎよう
製菓製造職 … 特定技能1号(飲食料品製造業)

 とくていぎのう ごう ざいりゅうしかく したら きかん ごうけい ねんかん
特定技能1号の在留資格で働ける期間は合計で5年間です

じょうけん 条件

- にほんごのうりよくしけん いじょう
日本語能力試験N4以上
<https://www.jlpt.jp/>
- とくていぎのう ごうそくていしけんごうかく
特定技能1号測定試験合格など
<https://otaff.or.jp/>



とくていぎのう ごう しゅとく さい じょうけん
特定技能1号ビザを取得する際の条件の一つとなる
とくていぎのう ごうそくていしけん いっばんしゃだんほうじん
特定技能1号測定試験についてOTAFF 一般社団法人
がいてくじんしょくひんさんぎようぎのうひょうかきこう さんしやう
外国人食品産業技能評価機構のホームページを参照
してください。

<https://otaff.or.jp/>



- ざいりゅう 在留カード
- りよけん 旅券(パスポート)
- しょうめいしゃしん 証明写真 4cm×3cm 1枚 (3ヶ月以内に撮影)
- りれきしょ 履歴書
- とくていぎのう 特定技能1号測定試験の合格書写し
- にほんごのうりよくしけんごうかくしょうつ 日本語能力試験合格書写し
- けんこうしんだんこじんひょう 健康診断個人票
- こじんじゅうみんぜい 個人住民税の課税証明書及び納税証明書
- きゅうよしょとく 給与所得の源泉徴収票
- こくみんけんこうほけんりょう 国民健康保険料の納付証明書
- こくみんねんきんりょうしょう 国民年金領収書の写しまたは被保険者記録照会
- そつぎょうみこみしょうめいしょ 卒業見込証明書・成績証明書・出席証明書

じょうき りゅうがくせいほんにん じゅんび しよるい きぎょうがわ べつとしんせいしよるい ひつよう
上記は留学生本人が準備する書類です。企業側でも別途申請書類が必要となります。

ざいりゅうしかく とくていぎのう い か ほうむしょう よ
在留資格「特定技能」については、以下の法務省のHPをよく読んでください。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00064.html

6-2 にほん しょくぶんかかいがいふきゅうじんざいいくせいじぎょう ざいりゅうしかく とくていかつどう 日本の食文化海外普及人材育成事業 在留資格「特定活動」

にほん しょくぶんかかいがいふきゅうじんざいいくせいじぎょう のうりんすいさんしょう にほん しょくぶんか かいがい ふきゅう じんざい
日本の食文化海外普及人材育成事業とは農林水産省が日本の食文化を海外に普及する人材を
いくせい じっし じぎょう
育成するために実施している事業です。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/ikusei/>

ざいりゅうしかく しよるい 在留資格の種類

とくていかつどう
特定活動



ひとこと 一言アドバイス

- ◎^{がっこう}が^{してい}指定した^{じぎょうしょ}事業所でのみ^{さんか}参加できます。
- ◎^{さんか}参加できる^{きかん}期間が^き決まっており、^{きかんちゆう}期間中は^{がっこう}学校と^{じぎょうしょ}事業所が^た立てた^{じっしゅうけいかく}実習計画に^{じっしゅう}そって^{じっしゅう}実習を^{する}することになります。
- ◎^{ざいりゅうしかく}在留資格の^{へんこうしんせい}変更申請から^{じぎょうしゅうりょう}事業終了まで^{がっこう}学校が^{サポート}します。
- ◎^{じねんど}次年度の^{さんかじぎょう}参加事業が^き決まり^{しだい}次第、^{がっこう}学校から^{あんない}案内します。

じょうけん 条件

^い以下^か4つの^{じょうけん}条件を^み満たした^{かた}方のみ^{おうぼ}応募できます。

- ①^{ねん}2023年^{がつ}3月^{つじちようりしせんもんがっこう}辻調理師専門学校・^{つじせいかせんもんがっこう}辻製菓専門学校^{そつぎようみこ}卒業見込みのもの
- ②^{ちようりしめんきよ}調理師免許もしくは^{せいかえいせいしめんきよ}製菓衛生師免許を^{しゅとく}取得した(受験資格を得た)もの
- ③^{じぎょうしゅうりょう}事業終了後^{ごきこく}帰国し^{にほん}日本の^{しょくぶんか}食文化を^{せかい}世界に^{はつしん}発信する^{いし}意思があるもの
- ④^{こくみんけんこうほけん}国民健康保険(3-2参照)と^{さんしょう}国民年金(3-3参照)に^{さんしょう}加入しているもの

6-3 きこく 帰国

^{そつぎようしきいこう}卒業式以降は^{アルバイト}アルバイトは^{できません}できません。卒業式後は^{すみ}速やかに^{きこく}帰国しましょう。

また「^{しょぞくきかん}所属機関に関する^{かん}届出(2-5参照)」を^{とどけで}出入国在留管理局へ^{さんしょう}届出を^{しゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよく}してください。